

9-4
1-25

秋

IX
25

立教護院、教護院

- (2) 厚生省官房口立公局部
- (3) 施術省房衛基準局技能課(技術者養成施設)
- (4) 施術省婦人少年局婦人課
- (5) 農林省農業改良局普及部生活改善課
- (6) 農林省水産庁第三水産講習所
- (7) 運輸省中央汽船会社
- (8) 運輸省海技専門学院、航海訓練所
- (9) 国立国会図書館(国會議員の職務の遂行に役立つる書籍の選定)
- (10) 厚生省口立予防衛生研究所(衛生検査に関する研究)
- (11) 建設省建築研究所(基礎研究に関するもの)
- (12) 厚生省入口問題研究所

B 並んでいたもの

- (1) 厚生省口立栄養研究所(基礎的研究に関するもの)

C 所掌事務の一部又は大部を移し、調整を要するもの

- (1) 施術省取業審査局指導課における学校卒業率に対する取業指導
- (2) 農林省農業改良局普及部普及課における農業改良普及員の養成
- (3) 外務省政務局情報部文化課における对外連絡に関するもの以外の國際文化交流に関する事務

文部省に移管すること等を適當とする他の各部局並びに廃除諸機関及び諸施設

26.7.6

昭和26年7月6日

同一種類に属する事務は、すべて同一の部署に集中せしめることが、行政組織合理化の第一原理である。

文部行政(教育、学術及び文化に関する行政)についてはこの原理に反して、其の一部を他省に処理している現状があり、実際の事務の運営に支障を来たす場合には確々不適当感じ改革の必要が無い。

昨年7月末朝した第二次本國教育便擧團が運営團最高幹事會に提出した報告書でこの点に鑑み、「現在教育に関する実態並てその教育機能は、文部省に移管されるべきである」と勧告している。よってこの際現在他省において処理している文部行政事務の一部を統合して文部省において一併的に处理する必要を審議する。

A 単位に実現を要するもの

- (1) 厚生省児童局(母子衛生に関するもの含除く)
——保育所、児童厚生施設、養護施設、精神障害児施設、虚弱児施設、盲ろう者施設、肢体不自由者施設、聴

天247